三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,818.9
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,088.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○国土交通省告示第三百八十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	国際観光旅客税財源観光振興費	観光振興事業費補助金	免税店支援事業、宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。
（略）			

一～十六　（略）

改正前

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	国際観光旅客税財源観光振興費	観光振興事業費補助金	宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。
（略）			

一～十六　（略）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。